

令和3年度マイスター・ハイスクール事業に係る質問事例集

【令和3年2月25日】

※令和3年2月3日付質問事例集に、以下のとおり下線部分について追加しましたのでご確認ください。

1. 申請等について

Q 1. 申請はどのような形態となるのか。

A 1. 本事業への申請は、専門高校等の設置者（国立の高等学校等を設置する国立大学法人、公立の高等学校等を所管する教育委員会、私立の高等学校等を設置する学校法人）、産業界（企業、商工会議所等の経済団体、農業協同組合及び漁業協同組合等の協同組合、地方銀行等の金融機関）、地方公共団体（市区町村・都道府県）三者の共同申請となります。

Q 2. 専門高校等の設置者、産業界、地方公共団体（市区町村・都道府県）の構成要素は全てそろっていないと申請できないのか。

A 2. この三者が管理機関となり、本事業を実施していくので全てそろっていないと申請はできません。ただし、専門高校等の設置者と地方公共団体が同一である場合は、産業界及び設置者でもある地方公共団体の二者が管理機関となって申請することができます。

Q 3. 専門高校等、産業界、地方公共団体（市区町村・都道府県）の連携パターンはどのようなものが考えられるか。

A 3. 公募資料1「マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）概要」のP13にもありますが、単一高校×単一企業×地方公共団体などだけでなく、複数の学科や複数の高校×複数の民間企業、経済団体等×地方公共団体など様々な連携パターンが考えられます。

Q 4. 申請対象にはどのような高等学校がなりうるか。

A 4. 職業を主とする専門学科（農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科、情報に関する学科及び福祉に関する学科をいう。）又は総合学科（職業に関する教科・科目を25単位以上開設している場合に限る。）を置く高等学校及び中等教育学校の後期課程の取組を対象としています。

Q 5. 申請の要件としての取組内容としてどのようなものを想定しているのか。

A 5. 公募要領「2. (6) 申請要件」①～⑨の取組を行うこととなります。

Q 6. 公立学校において、学校再編整備の対象になりそうな学校が申請することは問題ないか。

A 6. 申請に当たっての審査要件を満たした上で、今後の見通しも踏まえた事業計画書等を作成し、本事業の趣旨に合致した取組を実施できるのであれば申請していただいて構いません。

Q 7. マイスター・ハイスクールの指定校として指定を受けることになった場合、申請時に存在しない学科であるが、学科再編により指定2年目より新設される学科について、指定2年目より指定校の事業として参画することは可能か。(例：A高校は、令和3年度においては、農業科、普通科で構成されているが、令和4年度からは、農業科、商業科に再編される方向となっている。令和4年度からは、商業科も本事業に取り組んで良いか。)

A 7. 原則、申請時に記載した学科での取組に関する審査を経た内容について指定となりますが、再編後の学科もマイスター・ハイスクールの指定校の取組に参画することが申請時にわかっている場合には、申請事業計画書にその学科での取組も含めて記載してください。

Q 8. 共同申請をする地方公共団体(市区町村・都道府県)は、マイスター・ハイスクール事業の指定校が設置されている地方公共団体(市区町村・都道府県)とは異なってもよいか。

A 8. はい。ただし、本事業は専門高校等と成長産業化に向けた革新を図る産業界、地方公共団体(市区町村・都道府県)が一体となって、地域の持続的な成長を牽引するための、絶えず進化する最先端の職業人材育成システムを構築するとともに、産業界等と一体となって最先端の職業人材育成に資する教育課程等に関する研究開発を行うことを趣旨としておりますので、高等学校等や地域の実情を踏まえ、事業の目的の実現にあたり必要な機関によって共同申請をすることが求められます。

2. 実施体制等について

Q 1. 「マイスター・ハイスクールビジョン」とはどういったものか。

A 1. 地方公共団体(市区町村・都道府県)が掲げる地域産業の未来像(「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に位置付けられている各地域の産業に関する数値目標等)を実現するため、5年後10年後を見据えた高校段階で育成すべき人材像の検討

を行い、それに資する人材を育成するための実施計画として、マイスター・ハイスクール運営委員会が作成するものです。また、これに基づき、マイスター・ハイスクール事業推進委員会は、育成に必要な学科や年限の改変も含めた教育課程の刷新の方向性を検討、決定していきます。

Q 2. マイスター・ハイスクール運営委員会について、公募資料 1「マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）概要」において想定されるメンバーとして挙げられている「産業政策、地方創生、学校地域連携等に専門的知識を有する者」は必須か。

A 2. 「産業政策、地方創生、学校地域連携等に専門的知識を有する者」については、マイスター・ハイスクール事業実施要項 3（4）に明記されているとおり、当該事業を実施する上で必要な専門的知識を有する者で構成いただくことになります。

Q 3. マイスター・ハイスクール指定校とは、どのような学校のことをいうのか。

A 3. マイスター・ハイスクール CEO 及び産業実務家教員が原則配置され、マイスター・ハイスクールビジョンに基づき教育課程の刷新・実践等を実施する学校であり、これを行わず、本事業の取組の一部を指定校と連携して実施する学校は、マイスター・ハイスクール指定校にはなりません。

Q 4. 指定校においては、毎年度、教育課程の刷新を行わないといけないのか。

A 4. 指定 2 年目、3 年目、さらに指定終了後において、刷新の実施時期は強制しませんが、絶えず進化する産業構造・仕事内容に即応・同期化した教育課程に刷新していただく必要があります。

3. マイスター・ハイスクール CEO について

Q 1. マイスター・ハイスクール CEO の想定される人材像や役割はどういったものか。

A 1. 産業界等（地方公共団体（主に基礎自治体である市区町村を想定）、地方銀行等の金融機関、企業、商工会議所等の経済団体、農業協同組合及び漁業協同組合等の協同組合）の現役役職者（部長級相当職等を想定）の出向を想定しています。役割は、マイスター・ハイスクール事業推進委員会の委員長となり、「マイスター・ハイスクールビジョン」実行の中心人物として、職業人材育成システムを構築し、指定校における取組の実行を統括する役割を担い、指定校における取組の実行の統括者として、学科や年限の改変も含めた教育課程の刷新の方向性を検討、決定し、高等教育機関（大学、高専、専門学校）、金融機関、産業界との連携等を行うことです。

Q 2. マイスター・ハイスクールCEOを、学校教育法上の校長、副校長、教頭として配置することは必須か。校長、副校長、教頭の職にこだわらず、事業の統括者としての役割と権限を有する常勤の職として校内組織に明確に位置付けて配置することで申請条件を満たすことになるか。

A 2. マイスター・ハイスクールCEOは指定校における取組の実行を統括する役割を担い、指定校における取組の実行の統括者として、学科や年限の改変も含めた教育課程の刷新の方向性を検討、決定する立場にありますので、校長、副校長、教頭として配置する必要があります。ただし、人事上の手続き等でそれが難しい場合は、非常勤職員として任用することは可能ですが、その場合でもできる限り早期に管理職とすることが望ましいと考えます。非常勤職員として配置したとしても、本事業の要件であるマイスター・ハイスクールCEOの役割を果たせるよう校内でもその立場を確立させることが必須です。

Q 3. マイスター・ハイスクールCEOの配置について、校長、副校長、教頭として配置することを想定しているが、教員免許状は必要か。

A 3. 学校教育施行規則第20条、第21条、第22条、第23条に基づき、必ずしも教員免許は必要ありません。

Q 4. マイスター・ハイスクールCEOと産業実務家教員は、同一人物が兼務することはできるのか。兼務する場合、常勤での勤務が難しくなるがよいか。

A 4. マイスター・ハイスクールCEOと産業実務家教員は役割が異なること、早期にマイスター・ハイスクールCEOは校長、副校長、教頭に、産業実務家教員は常勤の教諭とすることを目的としていることから兼務することは考えておりません。

Q 5. マイスター・ハイスクールCEOは、民間企業の現役役職者（部長級相当職等）を必ず配置しなければならないのか。

A 5. 必ずしも民間企業の人材を配置する必要はなく、地域の実情に応じて地方公共団体（市区町村・都道府県）や地方銀行等の金融機関の地方創生関係の業務等を担う人材を任用することも可能と考えます。また、本事業は、第4次産業革命の進展、デジタルトランスフォーメーション、6次産業化等、産業構造や仕事内容の急速な変化を背景とし、成長産業化に向けた革新を図る産業界、地方公共団体（市区町村・都道府県）が一体となって地域の持続的な成長を牽引するための、絶えず進化する最先端の職業人材育成システムを構築するという趣旨であることから、OBではなく現役役職者を想定しています。

Q 6. マイスター・ハイスクールCEO及び産業実務家教員について、職種ごとに複数名を雇用することも可能とあるが、配置人数は、複数名になってもよいか。

A 6. マイスター・ハイスクールCEOについては、指定校につき原則1名配置することを想定していることから指定校が複数であれば複数名配置することとなります。ただし、そのうち1名は、マイスター・ハイスクール事業推進委員会の委員長となることとしています。また、産業実務家教員については、指定校につき原則1名配置、指定校が複数であれば複数名配置を想定していますが、必要に応じて1つの指定校について複数名配置することもあると想定しております。

Q 7. マイスター・ハイスクールCEOは出向元の産業界等の業務に従事できるのか。出向元の産業界等の業務に従事する場合、公立学校において常勤で勤務をすることは可能か。【新規】

A 7. マイスター・ハイスクールCEOは、管理職（校長、副校長、教頭）として配置することを想定しております。公立学校の管理職として配置した場合は、当該職は常時勤務を要する職としてその職務に専念する義務が発生することから、その本務に支障がないとして教育委員会による兼職兼業の許可がなされない限り、出向元の企業・地方公共団体・金融機関等の業務を含めた他業務に従事することはできません。常勤職員として配置することが困難な場合は、事業の統括者としての役割を果たせるよう校内でもその立場を確立させることを条件に、非常勤職員として配置することも可能としています（その場合でも早期に管理職とすることが望ましいと考えます。）。非常勤職員の場合においても、事業の取組に支障がないような勤務形態にするなど、本事業を実施する管理機関の人事上の手続等に沿って実施してください。

Q 8. マイスター・ハイスクールCEOは産業界等の現役役職者（部長級相当職等を想定）の出向を想定とのことだが、特定の個人ではなく、産業界等の組織に業務委託することは可能か。CEOの業務全体について、組織全体で担ってもらうことを想定している。【新規】

A 8. マイスター・ハイスクールCEOは、将来的には学校の常勤職員として管理職を担うという、学校の職員として発令するものであることから、組織に委託するということは考えられないものです。民間企業に限らず、地方公共団体、金融機関、商工会議所等の経済団体、農業協同組合及び漁業共同組合等の共同組合から選出された特定の人物について、常勤職員として校長、副校長、教頭として発令・配置することを想定するものであり、こうした団体等と十分連携し、マイスター・ハイスクールCEOとして適切な者を人選することが期待されます。

Q 9. マイスター・ハイスクールCEOと産業実務家教員は、産業界等の異なる組織から派遣してもらうことでもよろしいか。【新規】

A 9. マイスター・ハイスクールCEOと産業実務家教員の派遣元が同一の組織か異なる組織であるかについてはどちらでも構いません。

4. 産業実務家教員について

Q 1. 産業実務家教員の想定される人材像や役割はどういったものか。

A 1. 人材像については、成長産業化に必要な不可欠な資質能力を育成するために、例えば高校生が社会で活躍する数年先において社会実装される技術等に係る知見も有する技術者・研究者等（地域の産業特性に応じた最先端の技術（数年後に社会実装されることも視野に入れた）に携わっている技術者・研究者、現在地域の市場化に至らない魅力を成長産業化に変革する取組に携わっている実務家・学識者等、成長産業化に必要な資質能力を育成することに資する実務経験が豊かな者）であり、産業界等からの出向または兼務を想定しています。また、役割については、指定校における実験・実習において、産業界の最先端の技術・知識等の指導を主に担当するとともに、指定校内の本事業推進に係る分掌組織に属し、当該組織の長を補佐し、特に産業界と一体となった教育課程の企画に関して統括することです。

Q 2. 産業実務家教員には、どのような制度を用いる必要があるか。

A 2. 特別免許状を付与し、常勤の教諭として配置することを想定していますが、初年度から常勤の教諭として配置が困難な場合は、特別非常勤講師制度を活用し、非常勤講師として配置することも可能とします。ただし、その場合でも、できる限り都道府県教育委員会等において、早期に特別免許状を付与し、常勤の教諭として配置することが望ましいと考えます。

Q 3. 産業実務家教員については、2年目から必ず常勤として置かねばならないのか。

A 3. 必ずしもそうではありませんが、出来る限り早期に常勤の教諭として配置することが望ましいと考えます。

Q 4. 産業実務家教員は出向元の産業界等の業務に従事できるのか。出向元の産業界等の業務に従事する場合、公立学校において常勤での勤務をすることが可能か。【新規】

A 4. 産業実務家教員は、特別免許状を付与し、常勤の教諭として配置することを想定

しております。公立学校の教諭として配置した場合は、当該職は常時勤務を要する職としてその職務に専念する義務が発生することから、その本務に支障がないとして教育委員会による兼職兼業の許可がなされない限り、出向元の企業の業務を含めた他業務に従事することはできません。（初年度からそうした配置が困難な場合は、特別非常勤制度を活用し、非常勤講師として配置することも可能ですが、都道府県教育委員会等の免許授与権者において、早期に特別免許状を付与し、そのうえで、常勤の教諭として学校に配置することが期待されます。）非常勤職員の場合においても、事業の取組に支障がないような勤務形態にするなど、本事業を実施する管理機関の人事上の手続等に沿って実施してください。

Q 5. 産業実務家教員について、臨時免許状を付与し講師（常勤）として配置することや実習助手として配置することで申請条件を満たすことになるか。【新規】

A 5. 産業実務家教員は、特別免許状を付与し、常勤の教諭として配置することを想定していますが、初年度からこうした配置が困難な場合は、特別非常勤講師制度を活用し、非常勤講師として配置することも可能と考えます。しかし、その場合でもできる限り都道府県教育委員会等において、早期に特別免許状を付与し、常勤の教諭として配置することが望ましいと考えます。なお、臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する助教諭の免許状であり、学校の外部の産業界等の実務家を教員として配置する本事業の趣旨に馴染まないものです。また、実習助手は、教諭の職を助けるために配置する職であり、産業実務家教員に求められる産業界の最先端の技術・知識等の指導を担当し、指定校内の本事業推進に係る分掌組織に属し、産業界と一体となった教育課程の実現という趣旨からは、基本的に馴染まないものと考えます。

5. 経費について

Q 1. 委託費の支援額の上限が 1,200 万円となっているが、そこに占める人件費の割合も含めてどのように計上したらよいか。

A 1. 1,200 万円という支援額は、通年において、マイスター・ハイスクールCEOや産業実務家教員を指定校に常勤として配置した際の目安としての経費です。マイスター・ハイスクールCEOや産業実務家教員の雇用形態（常勤か非常勤）等も含め、計画に沿っており適切かつ妥当な経費を計上しているか審査します。適切かつ妥当でない判断された場合は、採択にあたって委託経費の減額となることもあります。

Q 2. マイスター・ハイスクールCEOと産業実務家教員の人件費は委託費の中で支出してよいのか。

A 2. マイスター・ハイスクールCEO、産業実務家教員の人件費の一部を本事業の委託費（国費負担）として計上することは可能です。ただ、本事業は専門高校、産業界、地方自治体（市区町村・都道府県）が共同申請し、3者が管理機関になること及び事業終了後の自走可能な体制を整えることを見据えると3者の管理機関において分担して負担することを想定しています。

Q 3. 海外研修にかかる費用についても、委託費の対象となるか。

A 3. 委託費の対象外とはしていないが、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、実現可能な事業計画を作成してください。

Q 4. 設備備品について、事業終了後、文部科学省に返還することとなるか。

A 4. 委託要項「1 1. 資産の管理」に記載しているとおり、本事業において取得した設備備品（取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの）については、事業期間中善良なる管理者としての注意義務を負って管理するとともに、委託費の額の確定後速やかに文部科学省に財産権を移転するものとする。ただし、文部科学省が承認した場合は、設備備品の無償貸付け等を受けることができます。

Q 5. 設備備品を委託費から計上する際に、上限の目安はあるか。

A 5. 上限を定めているわけではありませんが、事業の計画に合致したものであり、事業の取組に真に必要な設備備品のみが委託費の対象となります。また、審査の際には、事業計画を実施するために適切な経費が計上されているかについて審査の基準になります。

Q 6. 雑役務費の対象経費として、「保険料」とありますが、具体的にはどのような保険料か。

A 6. 保険の対象者は、生徒・教師等であり、傷害保険（本事業を実施するために新規で加入する保険に限る）など、事業を実施する上で法律により支払いが義務付けられている保険料を計上することとします。なお、当該委託業務で購入した物品のための保険料の計上はできません。

Q 7. 「支出を証する書類」について、航空機の半券を紛失した場合には、どうすればよいか。

A 7. 航空機を利用した場合には、領収書の他に搭乗半券が必要となりますが、搭乗半券を紛失した場合には、航空会社が発行する搭乗証明書などにより当該航空機を利用したことが分かる書類を添付してください。

Q 8. 交通費の「支出を証する書類」について、路線バスを利用した場合でも領収書が必要となるか。

A 8. 路線バス等の利用により領収書の添付が困難な場合には、利用区間と当該区間の料金が分かる書類（HPから印刷など）を添付してください。

Q 9. 旅行会社発行の領収書には委託費対象外の経費が含まれてしまう場合がありますが、委託費対象経費のみの領収書を添付する必要があるか。

A 9. 領収書は、可能な限り本事業の委託費の対象となっている経費に対する金額が記入されているものを添付してください。なお、委託費対象経費のみの領収書の添付が困難な場合には、領収書に記載された金額について、委託費対象経費と対象外経費の内訳を説明する書類を添付してください。

Q 10. 交通手段としてタクシーを利用することは可能か。

A 10. 陸路の交通手段としては、路線バス又は鉄道を想定しています。やむを得ずタクシーを利用する場合には、領収書の他にタクシーを利用する必要性を説明する書類を添付してください。

Q 11. 管理機関のうち文部科学省と契約を締結する代表機関が、専門高校等の設置者以外（産業界、市区町村、都道府県）であり、マイスター・ハイスクールCEO及び産業実務家教員を教員として配置する場合の委託費の人件費の取扱いはどのようにしたらよいか。

A 11. マイスター・ハイスクールCEO及び産業実務家教員を本委託費の人件費として計上する場合には、文部科学省と契約を締結する代表機関が直接雇用する必要があります。

よって、指定校に配置する場合、学校設置者が直接雇用することになりますが、この場合、文部科学省との直接の契約者ではないので人件費として計上できません。ただし、文部科学省と契約を締結する代表機関と学校設置者が委託契約を締結し、国との契約のなかでは再委託という費目で計上し、「マイスター・ハイスクールCEO及び産業実務家教員の業務」について外部委託することは可能です。ただし、本事業の委託契約の締結機関は代表機関であることから、本事業の全部を外部委託していると

いうことにならないよう会計検査院等も含め対外的に説明責任を果たしてください。

6. 事業終了後について

Q 1. 事業の遂行によって教育課程や教育内容の刷新が十分に達成されたとしても、本事業終了後もこの体制を維持することは申請の際の必須要件となるのか。

A 1. 本事業は、成長産業化に向けた革新を図る産業界等と専門高校が一体となり、地域の持続可能な成長を牽引するため、絶えず進化する最先端の職業人材育成システムの構築を目的として、産業構造・仕事内容の絶え間ない変化に即応・同期化した教育課程を刷新し続ける必要があることから、指定終了後においても取組を継続して実施することは要件となります。

7. 他事業との関係について

Q. 同一校が、国の他の研究開発事業と本事業の両方の委託を受けることができるか。

A. 公募要領2（10）に記載のとおり、特定の研究開発事業に取り組む際には、学校における働き方改革を推進しつつ、様々な資源を集中的・効率的に活用し、取り組むことが適当であることも踏まえ、文部科学省が実施する職業教育を主とする学科等のみを対象とした研究開発事業（スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール、地域との協働による高等学校教育改革推進事業（プロフェッショナル型））の指定を受けている高等学校等の場合、本事業の指定を受けることは原則できないこととなっています。なお、この場合でも双方の事業を支障なく実施できる等の理由がある場合は御相談願います。